

灯台活用の拡大に向けた中間とりまとめ (案)



令和元年〇月

地域活性化に資する灯台活用に関する有識者懇談会

目 次

1 はじめに	… P. 1
2 灯台の現状と活用事例	… P. 2
3 灯台の活用に係る課題	… P. 4
4 灯台の活用拡大に向けた提言	… P. 5
4-1 情報発信について	
4-2 地域連携について	
4-3 その他	
5 まとめ	… P. 10
出席者名簿	… P. 11
参考資料	

1 はじめに

船舶交通の安全確保をその使命の一つとしている海上保安庁では、船舶が航行する際の「道しるべ」となる灯台を管理している。灯台は、岬の先端の風景と調和して非常に美しい景観を生み出していることに加え、歴史的・文化的価値を有するものが数多く存在している。

例えば、現在のような洋式灯台は、明治初期に当時最新のフランスやイギリスの技術を導入して作られたものだが、西洋の技術が日本にどのように取り入れられたのかを知ることができ、技術史的な観点から高い価値がある。また、明治時代、人や物資の輸送を船舶に頼らなければならなかつた地域にとって、船舶を安全に航行させることは非常に重要であった。そのため、地域の発展に欠かせない施設として、全国各地で灯台の誘致活動が行われていたように、灯台は地域の歴史とも密接に関係していることがわかる。

一方、航行安全の観点から見た灯台の重要性は不変のものであるが、近年では、GPS 等の航海計器の発達と普及によって灯台のあり方は変化しつつあり、航路標識整備事業は、厳しい財政制約下、重点的、効果的、効率的な実施が求められている。

このような中、平成 30 年 4 月に海上保安庁の今後の海上安全政策の方向性などを示す「第 4 次交通ビジョン¹」が交通政策審議会から答申され、海上安全思想の普及を図る観点から地域の灯台の果たしてきた機能等を紹介することは、同時に地域の観光振興にも少なからず寄与するとして、今後重点的に取り組むべき事項の一つとして「灯台観光振興支援」が掲げられた。

また、平成 30 年は明治元年に洋式灯台の建築が始まってから 150 年となる節目の年であり、灯台に関する様々な取組が全国で行われた。特に、11 月には、「灯台ワールドサミット」が三重県志摩市において初開催され、志摩市、銚子市、御前崎市、出雲市の四市長により、歴史的灯台の観光資源としての活用を促進し、その灯台を次世代に引継ぐために連携する旨の覚書が結ばれた。

こうした背景を踏まえ海上保安庁では、「灯台観光振興支援」を推進するため、灯台の付加価値を高め、地域による灯台の活用を広げていくために必要な方策について幅広く議論することを目的として、「地域活性化に資する灯台活用に関する有識者懇談会」を設置した。本有識者懇談会は、平成 31 年 2 月から 3 回にわたり議論を行ってきたところ、今般、これまでの議論の結果を中間的にとりまとめた。

¹ 第 4 次交通ビジョン（抜粋）

○灯台観光振興支援

灯台の歴史的、文化的価値を改めて認識し、地方公共団体等による灯台の観光資源としての活用等を積極的に促すことにより、海上安全思想の普及を図り、これを通じて地域活性化にも一定の貢献を果たしていく。

具体的には、地方公共団体をはじめとする関係団体等と連携し、参観灯台（いわゆる登れる灯台）や一般公開の拡大を図り、あわせて灯台の歴史や灯台守の活躍等に係る情報発信等を推進する。

2 灯台の現状と活用事例

(1) 灯台の現状

灯台は、わが国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための施設である航路標識²の一種であり、岬や防波堤などに設置され、変針点や港の位置を示すものである。全国には約 3,000 基の灯台が存在するが、主要なものとして、明治期に建設された明治期灯台、史跡や登録有形文化財などの文化財となっている灯台、地域の観光資源や特産品などをモチーフとしたデザイン灯台などがある。

このうち明治期灯台については、「灯台施設調査委員会（昭和 60～62 年）」により、歴史的な視点や技術史的な視点などの広義な視点から調査が行われ、その結果に応じて現存する 64 基の明治期灯台が A・B・C・D の 4 段階に分類されている。

(2) 灯台の活用事例

① 灯台の公開

灯台の公開については、(公社) 燈光会が実施している灯台参観事業や地方公共団体等が主体となって実施する灯台の一般公開がある。

灯台参観事業は、いわゆる登れる灯台として、全国 16 箇所の灯台を公開しているもので、年間約 70 万人の人々が灯台を訪れている。

地方公共団体等が主体となって実施する灯台の一般公開は、海上保安庁が地方公共団体等からの申請を受け、安全対策等の必要事項を調整のうえ実施しているものである。具体的な事例として、「三陸復興国立公園」の創設を核とした復興への取組の一環として八戸市が一般公開を実施した鮫角灯台（青森県八戸市）、市制施行 60 周年記念事業の一環として勝浦市及び（一財）日本航路標識協会が一般公開を実施した勝浦灯台（千葉県勝浦市）がある。

② 無人となった官舎などの活用

無人となった官舎などの活用については、灯台の無人化に伴い役目を終えることとなった官舎や敷地、廃止された灯台そのものを地方公共団体が活用している事例がある。

無人となった官舎や敷地の活用としては、美保関灯台（島根県松江市）のように、無人となった官舎を地方公共団体が整備し、レストランとして活用している事例や野間埼灯台（愛知県知多郡美浜町）のように灯台脇の官舎跡地を地方公共団体が公園として整備している事例がある。

また、廃止された灯台そのものの活用としては、白尾灯台（石川県かほく市）や能生港灯台（新潟県糸魚川市）のように、廃止された灯台が地元のシ

² 航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）抜粋

この法律において「航路標識」とは、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の国土交通省令で定める施設をいう。

ンボルとして活用されている事例がある。

③その他の活用事例等

その他の灯台の活用事例として、デザイン灯台の婚活イベントへの活用、観光協会等による灯台を活用したツアー、子供の学習の場としての灯台の活用などが存在する。

また、灯台に関する諸情報をデジタル画像としてカード化した「灯台カード Digital」の提供、犬吠埼ブラントン会のような灯台を支える地域の団体による活動など、灯台を盛り上げる取り組みも行われている。

3 灯台の活用に係る課題

現在のような洋式灯台は、明治維新の際に西洋から導入されたことが始まりであり、その歴史は150年以上に及ぶ。また、灯台の中には、明治時代に建築され、現代においても現役のインフラとして使用されているもの、登録有形文化財や近代化遺産に登録されているものなど、建築物としての高い価値を有しているものも多い。さらに、岬の先端などの風光明媚な場所に立地し、周囲の風景と調和して美しい景観を生み出している灯台も多数存在する。

このように、灯台には様々な魅力要素があり、そこに訪れる意味があるものの、地域による灯台の活用を広げていくためには、主に次のような課題が存在する。

(1) 情報発信に関する課題

灯台に関するイベントについて調べる場合、海上保安庁、(公社)燈光会、(一社)日本航路標識協会、地方公共団体など、灯台に関する情報を掲載している複数の団体のホームページなどを確認しなければならない。灯台の一般公開などの情報を一元的に入手できるような仕組みが必要である。

また、灯台愛好者のみを対象とした情報発信では発展性に欠けるため、外国人旅行者等も含む幅広い層に向けた継続的な情報発信が必要である。

(2) 地域連携に関する課題

海上保安庁の任務はあくまでも海上交通の安全確保であることに加え、灯台に訪れる者の安全面等についても考慮する必要があるなか、海上保安庁単独ではできることに限界がある。灯台の活用をさらに進めるためには、地域と連携した取組みが必要であり、灯台そのものだけでなく敷地を含めた活用を考える余地がある。

また、地域の豊かな歴史文化や自然環境など、灯台の周りには様々な魅力要素がある一方で、それらの魅力要素がうまく連携できていない。地域で連携して地元だからこそ知っている魅力要素をくみ上げることが重要である。

(3) その他の課題

灯台は、現在は基本的に無人のインフラ施設であるため、イベント開催時の受入態勢などに課題がある。また、灯台及び灯台用地は国有財産であるため、活用に当たっては、手続きなどに注意が必要である。

灯台の活用の推進には、地元の人々に興味を持ってもらうことが必要であり、特に、灯台の将来を考えるうえで、若者の取り込みは重要である。

灯台の価値を広め、灯台活用の取り組みを持続的に行うためには一定の財源が必要となるが、こうした財源の確保も課題となっている。

4 灯台の活用拡大に向けた提言

4-1 情報発信について

情報発信に関する課題に対しては、情報発信の手法について利用者サイドに立った改善に取り組むとともに、地域のシンボルとしての灯台が持つ様々な魅力を最大限に引き出し、これまで以上に多くの方々に灯台とその地域の魅力を知ってもらうためのコンテンツを充実させる必要がある。

情報発信に係る今後の取り組みの方向性について、次のとおり提言する。

(1) 情報発信手法の改善

- 複数のホームページに分散して掲載されている灯台に関する様々な情報へのアクセスを容易にするため、入り口となるポータルサイトを設ける。
- インバウンド観光客等へのアピール性を向上させるためウェブ情報の多言語化を進める。
- SNS の活用や各地域の観光紹介ホームページ等に灯台観光に関する情報のリンクを張るなど、灯台情報への入り口の多様化を図る。
- メディアへの働きかけを行う。

【懇談会での議論】

- ・ ホームページのみならず、現地での情報提供を充実するための工夫も必要である。案内版の美観や内容、関連設備の説明にも留意するとともに、多言語化や Wi-Fi にも配慮することが望ましい。
- ・ 国の灯台の楽しみ方を発信するため、灯台めぐりのモデルコースを「灯台の歩き方」というようなガイドブック方式で発信できないか。Youtube の活用も有効である。
- ・ 情報発信については、全国一律でやるポータルサイトと、地域単位でやること、消費者に任せることと分けて考えたほうがよい。
- ・ 全国での情報発信は、全国単位でマーケティングを作るため、日本百景や百名山のように行ったことにより記録が残る達成感が味わえる目標を作ることも重要ではないか。
- ・ 地域単位の発信としては、地域の協議会が中心になると思われるが、実施主体としては行政よりもフットワークの軽い、観光 DMO が中心になるのではないか。
- ・ 消費者単位の発信として、SNS による情報発信の影響力は大きい。この場合、訪れた人にきちんと満足感を与えるようなものを一つ一つ作っていくことが重要であり、また、邪魔な木がないかなど利用者目線での写真スポットの環境整備も重要である。
- ・ Twitter、特に芸能人による発信力は大きい。

(2) 情報発信内容の改善

- 灯台の建造物としての高い価値やインフラとしての重要性に関する情報に加え、レンズ、霧笛舎、日時計、宿舎跡地等、現地に残る歴史的価値のある施設や敷地、灯台守の生活など、灯台が有する歴史的トピックに関する情

報を充実させる。

- 全国の灯台で開催されるイベントの情報や灯台の情報に関する連携して灯台周辺地域の観光施設、お祭りなどの情報を発信する。
- 灯台そのものの情報に加え、鑑賞できる風景や撮影できるシーンなど灯台に行くと得られる体験を伝える。また、映画やドラマ等の撮影シーンで活用されている事例などを紹介する。
- 灯台カード Digital を充実させる。

【懇談会での議論】

- ・ 灯台の構造物・インフラとしての高い価値に関する情報を充実させる。特に二重壁構造などの特徴的な構造を有する灯台にあっては、灯台を訪れた者が現地でその構造が分かるようにする工夫も重要である。
- ・ 灯台本体の情報だけでなく、地域における郷土史や歴史的なトピックとも一体となつたコンテンツを地域独自に作成して、情報提供することも有効である。
- ・ 灯台は単独ではなく、地域の豊かな歴史文化や自然環境の中に灯台という存在があり、四季折々の植物、食、文化人来訪の足跡や文化碑も多く、海浜近くで、ジョギングやトライアスロン、マラソンなどスポーツも楽しめる。ただ、ネタは多くても、うまくつなげていくことが重要である。
- ・ 一部のマニア向けの情報発信であっても、山ガールや刀剣女子のように、どういうきっかけで火がつくか分からないので、継続的に行っていくことも必要である。
- ・ 灯台に関する知的欲求を満たすことを好む人もいるが、お勉強であっても如何に樂しいか、心を動かされるかということが大事。灯台の歴史を伝えるにしても、これまで関わってきた人々、特徴的な地形、近隣の町の発展などを一連のストーリーにして見せると楽しいのではないか。
- ・ お土産屋や宿泊施設が灯台周辺にありますという情報発信はしているが、マンネリになっている傾向もある。もっと、別の切り口で、例えば、来た人が、ドローンで風景を撮影し、その画像をアップする仕組みを作るといった取り組みも有効ではないか。

4－2 地域連携について

地域連携に関する課題に対しては、地域に根ざした他の観光資源と連携した取り組みが不可欠であり、地方公共団体をはじめ、各地域で積極的に地域振興に取り組んでいる様々な関係者との連携を強化していくことが必要である。

地域連携に係る今後の取り組みの方向性について、次のとおり提言する。

(1) 地域連携の枠組みについて

- 地域の特性を活かし、地方公共団体を中心に、地域の商店街、NPO、観光事業者、灯台の関係団体、地元海上保安部等の関係者による協議会等を組織することが効果的である。
- また、既存の観光・地域活性化の協議会や、文化財保護法の協議会を活用

することも検討する。

【懇談会での議論】

- ・ 観光客や市民に好評のイベントでも、一つの主体で実施し続けるのは難しい。周辺の商店街や市民団体が、協議して、スケジュールを決めて、少しづつ作業を分担できるようにする工夫が必要である。
- ・ 地域連携は、規模の大小にかかわらず難しい面もあるので、小さなことからコツコツ努力していくことが重要である。

(2) 地方公共団体等による灯台の一般公開（灯台の「登れる化」）について

- これまでの灯台参観事業に加え、今後は地方公共団体等による灯台一般公開事業の拡大を推進する。
- 灯台用地内において、利用頻度等が低下している敷地や施設がある場合には、これを公園等に活用すべく地方公共団体等に働きかける。

【懇談会での議論】

- ・ 登れる灯台を増やしていくべき（灯台の「登れる化」）。現在、公開している参観灯台以外にも自治体などによる公開を推進できないか。実際に、自治体が、休日や夏休みに公開し、小さいながら充実した展示室を作り、灯台守をされていた人によるガイドを行っている例もある。近くを鉄道が通っており、鉄道ファンも多く訪れている。
- ・ 自治体による取り組みとして、年に一度のひな祭りイベントとあわせて行っている例もある。街中から灯台まで遠いので、市と協力して循環バスの運行もやっている。
- ・ 自治体が、灯台の「レンズの里帰り」イベントを行い、灯台近くのセンターで展示している例もある。
- ・ 自治体が灯台 100 周年イベントを行うにあたって、灯台付近に広いスペースがないので、街中で灯台関連のイベントを行い、イベント会場から灯台まで、バスでピストン輸送を行い、みんなで灯台に登るという取り組みがあったが、よい成功事例といえる。
- ・ 灯台の「登れる化」についてはいろんな地域で動きはあるが、継続性をもってやるには、何か面白いこととセットでやることも重要。例えば、地元の人たちにアイディアを募って実施してもらうこととし、夏はキャンプ、ビアガーデン、縁日で、夜空を見ながら音楽を楽しむ、春は野菜ショップやフリーマーケット、といったようなイベントを毎月やってみるのも面白い。
- ・ 海外でも灯台の「登れる化」の取り組みは進んでいる。なお、週末や夏休み、あるいは時間を区切って、ガイドツアーへの参加という形で「登れる化」を行っているところもあるが、これはガイド説明による満足度の向上、安全対策などのメリットがある。

(3) 文化財や観光コースとしての活用

- 地域における文化財の計画的な保存・活用を推進するための文化財保護法の改正も踏まえ、歴史的価値の特に高い灯台については、重要文化財等の文化財指定を推進し、文化財である灯台を地域のシンボルとして位置付け、新

たな人の流れを創出する。また、地域と連携した適切な保存と積極的な活用を図ることにより、より一層の地域連携の強化を図る。

- 灯台周辺の公園化など灯台敷地を含めた周辺の土地利用を促進するとともに、灯台へのアクセス改善を図り、サイクリングコースやハイキングコースのゴール地点など、地域とともに観光を楽しむランドマークとしての活用を促す。

【懇談会での議論】

- ・ 旅行ツアーについては、近年、販売は大手会社がやるが、企画は地元主体で行うケースが多い。灯台についても、季節や、時間帯や、光の当たり方によって見え方も変わってくると思うし、地元に住んでいるからこそ分かる地元ならではの商品作りが重要である。
- ・ 一部の灯台ファン向けに、ひたすら灯台をめぐるというツアーもいいが、灯台と併せて、温泉に入ろう、おいしいものを食べようというように、その土地の歴史や文化や食、名産をあわせて楽しむツアーを組んだほうがいい。
- ・ 地域の灯台を見て回る「灯台めぐりツアー」を実施してはどうか。

(4) 灯台に親しみを持つような新たな活用

- 若者や灯台に馴染みのない人を新たに引き寄せるため、地域から要望があった場合は、今後、新たに建替やリニューアルを行う灯台について、地域住民と一緒にになってデザインを公募するデザイン灯台化を進める。
- 若者が興味をそそられる写真文化を踏まえ、歴史的・文化的価値のある灯台を除き、航路標識としての機能への影響がない範囲で写真撮影の背景となる地域の特色溢れるアートペイントやラッピングを施すなど、新たな魅力を付加する。
- 灯台というイメージに対して意外性のある 3D マッピング等の新しい形のイベントやお祭りなど灯台に多くの人が集う各種イベントの開催を促進する。また、現在イベントが行われていない地域の関係者に対して、各地域で行われているイベントの成功例を積極的に紹介し、灯台の活用方法について更なる周知を図る。
- 映画やドラマのロケ地、またネット動画配信等の背景としての活用を促進し、映画等の鑑賞者を撮影が行われた灯台に誘引する。このため、フィルムコミッション等の関係団体との関係を強化する。
- 安全面や受入態勢について配慮しつつ、キャンプなどで灯台の敷地を活用することを検討する。

【懇談会での議論】

- ・ 灯台は、もっと来訪者が来る可能性があるが、もっと、来訪者の行動をきめ細かく分析し、実態を把握することが重要である。
- ・ 挙式を終えた花嫁花婿が、白亜の灯台の前で写真撮影ができるような工夫はできない

か。合わせて、海外のように、構内の施設を改修して、宿泊できるようにできるようにならないか。

- ・ 灯台の夜間の活用を考えてみてはどうか。夜間のイベントは宿泊も増える可能性がある。試行的なイベントでもいいので、夜間灯台見学ツアー、船上灯台見学ツアーのほか、灯台の構内や園地で、星空と灯台の撮影会、星空観察、キャンプ、音楽や演劇の上演などやってみてはどうか。
- ・ 灯台の敷地の活用も重要。地元の人たちに負担を強いるのではなく、例えば、最近流行のグランピングなど民間の力で活用できないか。地元の食や観光地とも連携してウインウィンの関係が築けるのがベストである。

4－3 その他

- 取り組みを持続可能なものとするため、飲食物の提供やグッズ販売、ツアー、キャンプ、有料イベントなど、地域の活性化に寄与するような活用方法について検討する。なお、国有地の活用に当たっては、国有財産の使用許可³が必要になるが、国とも調整のうえ、可能なところから取り組む。

【懇談会での議論】

- ・ 灯台活性化の取り組みを持続的に行うためには、お金を取って、ある程度商売になるような仕組みも必要である。
- ・ 欧州では灯台に登るにあたって、大人で 1,000 円近くとっている例もある。やや高めの値段であるが、せっかくここまで来たのだからという気持ちや多くの感動をもらえるということ、また、子供割引や家族割引もあって大勢の家族連れで、あふれているところもある。

³ 行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について（昭和 33 年蔵管第 1 号）抜粋
第 1 節 共通事項

第 1 使用収益させる場合の判断基準

国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 項及び第 6 項に規定する「その用途又は目的を妨げない限度」とは、以下の各項のいずれにも該当しないことを指し、これらに該当しない場合には、使用又は収益（以下「使用収益」という。）させることができる。

- 1 国の事務、事業の遂行に支障の生じるおそれがあること
- 2 行政財産の管理上支障が生じるおそれがあること
- 3 行政財産の公共性、公益性に反する以下の事項
 - (1) 公序良俗に反し、社会通念上不適当であること
 - (2) 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなること
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとすること
 - (4) 上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがあること
- 4 その他行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること

5 まとめ

本有識者懇談会はこれまで3回開催し、「灯台観光振興支援」を推進するため、灯台の付加価値を高め、地域による灯台の活用を広げていくために必要な方策について幅広く議論を行ってきた。

議論を通じ、灯台には、明治期に遡る長い歴史、建築物としての高い価値、周囲の豊かな自然環境など、様々な魅力要素があるものの、地域による活用を広げていくためには、「情報発信」及び「地域連携」が主な課題となっていることが確認された。

この認識を踏まえ中間とりまとめでは、今後取り組むべき方策の方向性を提示しており、「情報発信」に関しては、ポータルサイトの設置、灯台が持つ建築物としての価値や歴史的トピックなどに関する情報の発信、灯台カードDigitalの充実などを提示した。また、「地域連携」に関しては、地方公共団体等による灯台一般公開事業の拡大の推進、歴史的価値が特に高い灯台の文化財指定の推進、航路標識機能に影響を与えない範囲でのアートペイントやラッピングの実施などを提示している。

他方で、灯台は基本的に無人のインフラ施設であるため、イベント開催時の受入態勢について検討を要することに加え、灯台活用の取り組みを持続的に行うための財源の確保など、継続して検討が必要な課題も存在する。

継続して検討が必要な課題が存在することを認識しつつ、中間とりまとめで提示した取組みの方向性を踏まえ、灯台を所管する海上保安庁に加え、地方公共団体、ボランティア、民間企業など、地域活性化に取り組んでいる様々なプレイヤーが連携することで、地域による灯台の活用が拡大することを期待する。

地域活性化に資する灯台活用に関する有識者懇談会 出席者名簿

1. 委員

大 橋 保 伸 株式会社サンミュージックプロダクション
総務部業務課 課長

笹 本 博 史 銚子市観光商工課 課長

鈴 木 隆 志摩市観光商工課 課長
(阿 部 亨 志摩市観光商工課 課長)

寺 崎 竜 雄 公益財団法人日本交通公社観光地域研究部 部長
(吉 澤 清 良 公益財団法人日本交通公社観光地域研究部 次長)

◎藤 岡 洋 保 東京工業大学 名誉教授

不 動 まゆう 灯台専門フリーペーパー「灯台どうだい？」 編集長

敬称略、五十音順、◎座長、() 内は前任者

2. 第2回有識者懇談会における発表者

仲 田 博 史 犬吠埼ブラントン会代表幹事

參 考 資 料

目的

- 海上保安庁が取り組む船舶交通安全政策の方向性と具体的な施策を示す「第4次交通ビジョン」では、地方公共団体等による灯台の観光資源としての活用等を積極的に促すことにより、海上安全思想の普及をはかり、これを通じて地域活性化にも一定の貢献を果たす「灯台観光振興支援」に取り組むこととされている。
- これを踏まえ、灯台を活用した地域活性化を図る取組を支援するため、地域との連携のあり方や新たな灯台の活用方策などについて検討することを目的とした有識者懇談会を開催。

開催状況

- 第1回（平成31年2月18日開催）

議題：(1)灯台の現状と活用事例
 (2)灯台の活用についての議論の方向性（案）
 (3)今後のスケジュール（案）
- 第2回（平成31年4月19日開催）

議題：(1)第1回懇談会での主なご意見
 (2)地域における取組について
 ※犬吠埼ブランチ会 仲田代表幹事、不動まゆう委員から事例紹介
 (3)灯台活用の拡大に向けて
- 第3回（令和元年6月13日開催）

議題：(1)アンケート結果（速報）
 (2)灯台活用の拡大に向けた中間とりまとめ



▲第1回有識者懇談会の様子

海上保安庁が管理する航路標識

航路標識法（昭和24年法律第99号）

航路標識とは、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により、港、湾、海峡その他の日本国沿岸を航行する船舶の指標とするための灯台、浮標、無線方位信号所、船舶通航信号所等の施設をいう。

目的は、航路標識を整備し、その合理的かつ能率的な運営を図ることによって船舶交通の安全を確保し、あわせて船舶の運航能率の増進を図ること。



※ 1

明治期 A : 23基

※ 2

参觀灯台 : 16基

※ 1 … 現存する A ランク 明治期灯台

※ 2 … 参觀灯台とは、航路標識事業に対する国民のご理解を深めていただく趣旨をもって、通年、一般に公開している灯台をいう。

現在、公益社団法人 燈光会が参觀事業を行っている。

文化財 : 18基

内訳

史跡	史跡	2基
登録有形	登録有形文化財	14基
下関指定	下関指定文化財	2基

その他

明治期 B 現存する B ランク 明治期灯台

明治期 C 現存する C ランク 明治期灯台

土木遺産 土木遺産（公益社団法人 土木学会）
チキウ岬灯台ほか近代化遺産 近代化産業遺産群（経済産業省）
尻屋崎灯台ほか機械遺産 機械遺産（一般社団法人 日本機械学会）
樺野埼灯台

主要な灯台② ~明治期灯台~

○現存する64基の明治期灯台を「灯台施設調査委員会（昭和60～62年）」が、歴史的な視点や技術史的な視点などの広義な視点から調査を行い、その結果に応じてがA～Dの4段階に分類

ランク	概要	基数
A	特に貴重な施設であり、改修にあたっては専門委員会に図り改修方法を検討する	23
B	貴重な施設であり、改修にあたっては可能な限り現形状・材質を変更することなく必要機能・強度を満足させる改修方法を検討する	10
C	「A・Bランク」に次いで貴重な施設であり、改修にあたっては原則として可能な限り現状保存を考慮した改修方法を検討する	15
D	「Cランク」に次いで貴重な施設であり、改修にあたっては原形を残している部分の保存について考慮	16

ランク	設置年	標識名
A	3	神子元島灯台
A	4	江崎灯台
A	5	友ヶ島灯台
A	5	鍋島灯台
A	5	部崎灯台
A	6	菅島灯台
A	6	釣島灯台
A	7	犬吠埼灯台
A	7	御前崎灯台
A	9	金華山灯台
A	9	尻屋崎灯台
A	9	角島灯台
A	11	潮岬灯台
A	16	禄剛崎灯台
A	17	鞍崎灯台
A	28	男木島灯台

ランク	設置年	標識名
A	28	姫崎灯台
A	31	美保関灯台
A	31	経ヶ岬灯台
A	32	室戸岬灯台
A	36	出雲日御崎灯台
A	37	水ノ子島灯台
A	45	清水灯台
B	3	樺野埼灯台
B	4	六連島灯台
B	13	口之津灯台
B	29	横浜北水堤灯台
B	30	掛塚灯台
B	30	屋久島灯台
B	33	白州灯台
B	34	関崎灯台
B	36	安芸白石灯標

ランク	設置年	標識名
B	37	姫島灯台
C	14	立石岬灯台
C	26	平磯灯標
C	27	大下島灯台
C	27	中ノ鼻灯台
C	27	小佐木島灯台
C	27	百貫島灯台
C	27	大浜崎灯台
C	30	上の島灯台
C	31	馬島灯台
C	31	寺島灯台
C	33	中渡島灯台
C	36	中ノ瀬灯標
C	41	石狩灯台
C	41	伏瀬灯標
C	42	豆駿崎ミヨー懸照射灯(柱標)

ランク	設置年	標識名
D	27	長太夫礁灯標
D	27	高根島灯台
D	28	波節岩灯標
D	28	大藻路岩灯標
D	30	戸島灯台
D	31	戸馳島灯台
D	33	守江港灯標
D	35	根ナシ礁灯標
D	36	クダコ島灯台
D	36	面高白瀬灯台
D	37	西五番之祖灯標
D	37	屋形石灯標
D	37	五通礁灯標
D	42	伊豆岬灯台
D	44	叶崎灯台
D	45	蓋井島灯台

デザイン灯台

地域の観光資源、特産品などをモチーフに、あるいは港周辺の歴史的な街並みとの協調を図るなどにより、地方自治体などと連携して、灯台のデザイン化を行っている



(左) 小田原港新一号防波堤灯台
おだわらこうしんいちごう



(右) 小田原港二号防波堤灯台
おだわらこうにごう

(神奈川県小田原市)
街の特産品である「小田原ちょうちん」
がモチーフとなっている



みたらいくこうほうはてい
御手洗港防波堤灯台（広島県御手洗港）
港周辺に現存する江戸時代の建物群に溶け
込むデザインとなっている



たんのわこうにしほうはてい
淡輪港西防波堤灯台（大阪府泉南郡岬町）
本港で開催された国体ヨットレースに因ん
だデザイン



めぎこうおにがしまぼうはてい
女木港鬼ヶ島防波堤灯台（香川県高松市）
金棒に見立てた灯台を鬼の石造が抱えている



こうべだいいいちぼうはていひがし
神戸第一防波堤東灯台（兵庫県神戸市）
シンボルとして書道家「長浜 洸」さん
制作の文字看板を表示付与



おおいそこうにしほうはてい
大磯港西防波堤灯台（神奈川県中郡大磯町）
シンボルとして、ロゴ文字とエンブレムを付与

燈光会による灯台参観事業

■ 平成30年 年間入場者数 16箇所 計約68万人

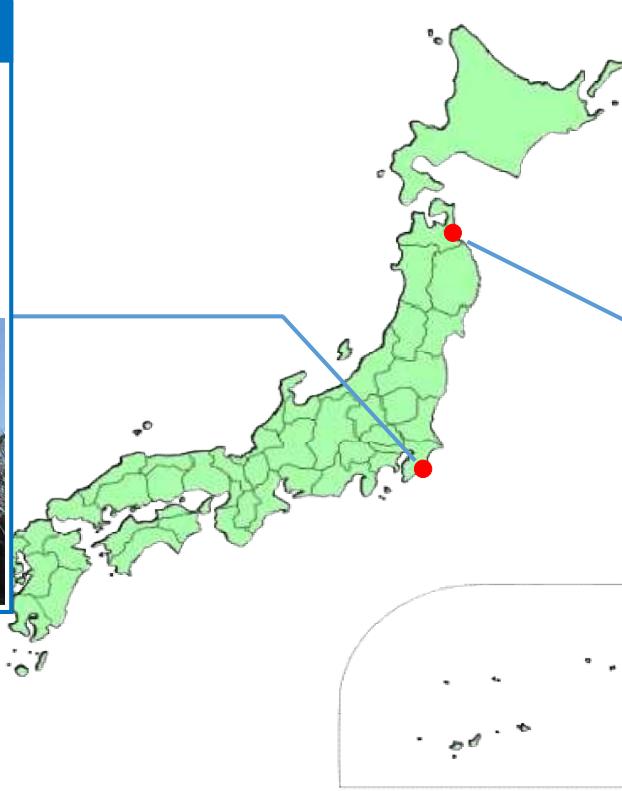


○海上保安庁以外の者が実施する灯台の一般公開

○海上保安庁では、地方公共団体等からの申請を受け、安全対策等の必要事項を調整のうえ、一般公開事業を承認

かつうら 勝浦灯台（千葉県勝浦市）

- 市制施行60周年記念事業の一環として、勝浦市が一般公開を実施（平成30年10月20日、21日実施）
- 「2019かつうらビッグひな祭り」に併せて（一財）日本航路標識協会が主体となり、一般公開を実施（平成31年3月2日、3日実施）



さめかど 鮫角灯台（青森県八戸市）

- 平成25年度から「三陸復興国立公園」の創設を核とした復興への取組の一環として、八戸市が主体となり、同国立公園内に立地する鮫角灯台の一般公開を実施
- 平成27年度から、地域密着型の行事として「鮫角灯台まつり」を実施



不要となった官舎等の活用

○不要となった官舎、灯台周辺の敷地、灯台を地方公共団体等が活用している事例

しろお 白尾灯台（石川県かほく市）

- 平成30年9月に廃止。地元自治体（かほく市）の要望を受け、地域のシンボルとして活用予定
- 白尾灯台で使用されていた「灯ろう」及び「レンズ」は、かほく市の「海と渚の博物館」で展示。平成30年11月1日に引渡し式を実施



みほのせき 美保関灯台（島根県松江市）

- 昭和39年、灯台官舎を美保関町に払い下げ
- 昭和48年、（社）島根県観光開発公社運営が灯台官舎を美保関町から買入れレストランの営業開始（その後、レストランの管理を公社から美保関町へ移管）
- 平成17年、市町村合併により松江市がレストランを管理



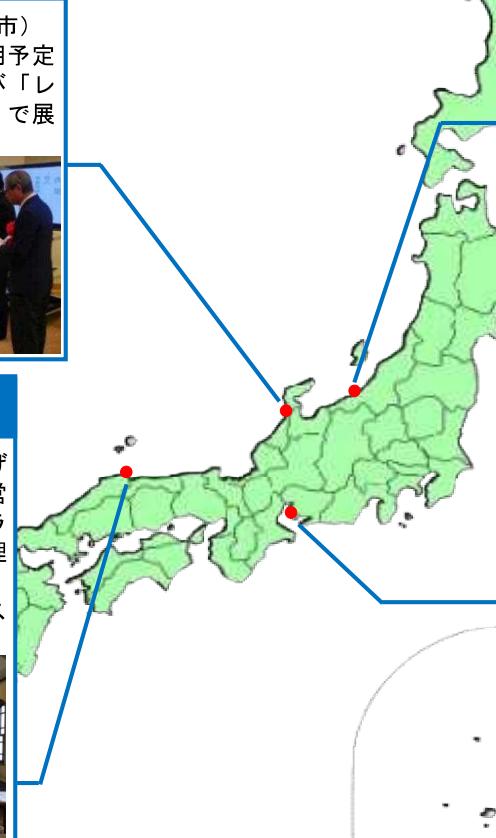
のうこう 能生港灯台（新潟県糸魚川市）

- 平成28年、恋する灯台に登録
- 平成29年1月に廃止。同年4月、糸魚川市が届出標識（能生港立標）として管理
- 平成30年、31年に地元観光協会が主催するイベント（恋する灯台フォトコンテスト）が開催



のまさき 野間埼灯台（愛知県美浜町）

- 地元自治体が灯台脇の官舎跡地を公園として整備
- 恋人たちの間で南京錠を灯台周辺のフェンスにかけるおまじないが流行したことから、南京錠をかけるためのモニュメントを地元自治体が整備



「恋する灯台 de 愛ウォーク」

【灯台】

たかまつこううたまもぼうはてい

高松港玉藻防波堤灯台（香川県高松市）

【実施日】

平成30年11月10日（土）

【主催】

縁結び支援センター（香川県が運営）

【概要】

香川県の縁結び支援センターが主催する婚活イベントに灯台を活用（24組参加）



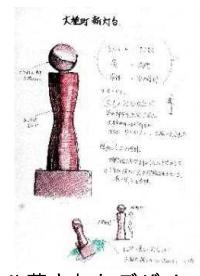
おおつちこう 大槌港灯台のデザイン公募

【灯台】

大槌港灯台（岩手県大槌町）

【概要】

東日本大震災の津波により倒壊した灯台の本復旧に際して海上保安庁として初となる灯台デザインの公募を大槌町民から募り、太陽と砂時計をイメージした作品が採用され、再建された。



灯台を活用したツアー

①灯台150周年記念 航海の安全を願う灯台巡りクルーズ

地元観光協会が主体となり、チャーター船で尾道周辺の灯台を巡るツアーを実施

【灯台】

百貨島灯台（ひやっかんしま）

小佐木島灯台（こさぎしま）など

【実施日】

第1回：平成30年9月8日（土）

第2回：平成30年10月27日（土）

【主催】

（一社）尾道観光協会

【参考】

第1回ツアーには35名、

第2回ツアーには47名が参加



②「恋する灯台」をめぐる瀬戸内探訪クルージング

地元の自主活動組織が主体となって実施している松山市の離島を巡るツアーの行程に釣島が組み込まれている

【灯台】釣島灯台（つるしま）

【実施日】平成30年10月27日（土）

【主催】松山離島振興協会

【参考】

釣島灯台には60名来場

本ツアーは以前から実施されているが、釣島灯台が「恋する灯台」に認定されたことを受け、平成30年度は灯台が前面に押し出されたものになっている



③佐渡灯台めぐりツアー

地元の企業が主体となり、佐渡市内の5箇所の灯台を巡る1泊2日のツアーを実施

【灯台】

弾埼灯台（はじきさき）、姫埼灯台（ひめさき）ほか

【実施日】

平成30年10月13日（土）※弾埼灯台ほか

14日（日）※姫埼灯台ほか

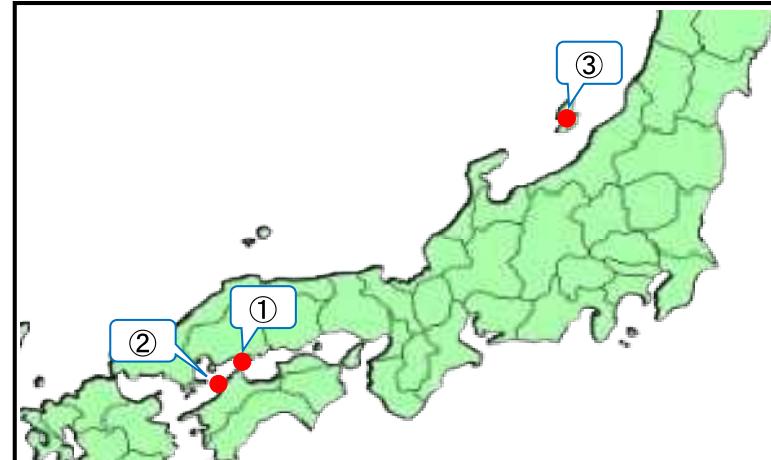
【主催】

佐渡汽船株式会社

【参考】

- ・ツアー参加者は11名

- ・宿泊場所のホテルにて、灯台愛好家として活躍している不動まゆう氏による講演が実施



○職場体験学習等、子供の学習の場として活用している事例

高校生ガイド

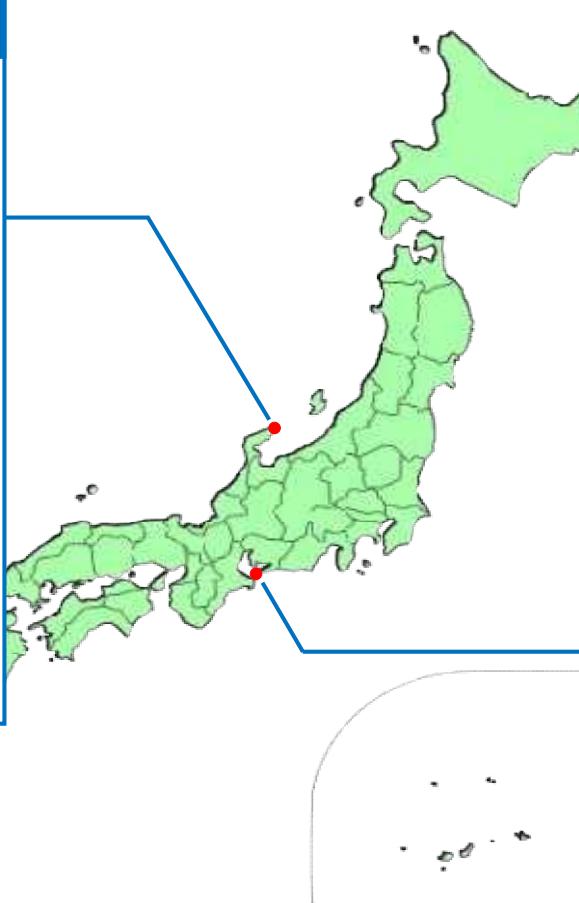
【灯台】

ろっこうさき

禄剛埼灯台（石川県珠洲市）

【概要】

地元の高等学校の「総合的な学習」の一環として、禄剛埼灯台での観光ガイドを実施
(平成30年10月28日)



島っ子ガイド

【灯台】

すがしま

菅島灯台（三重県鳥羽市）

かみしま

神島灯台（三重県鳥羽市）

【概要】

児童一人ひとりがガイドとなって、自分たちの生まれ育った故郷の自然や文化、歴史など島の魅力を、島を訪れた方々に説明する取組に灯台を活用



灯台カードDigital

○灯台の広報及び海の事故防止の啓癡を図ることを目的に、灯台に関する諸情報をデジタル画像としてカード化し、海上保安庁HPから電子データにより提供している

(平成30年10月1日から提供開始)

○歴史的価値の高い灯台を中心に一般の方が安全に訪れることが可能な灯台を150基選定

提供箇所



灯台150周年記念明治期灯台巡り

○灯台カードをもっと広く国民の皆様に知って頂くためのキャンペーンを実施

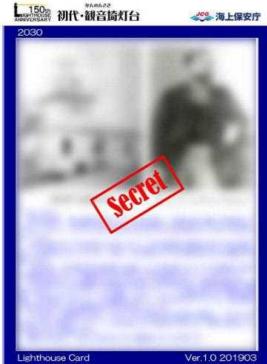
○明治期灯台を巡って灯台カードをダウンロードした数に応じて以下のカードをプレゼント

- ・期間限定カード（明治期灯台：3基）
- ・あなたの写真で作るオリジナルカード（明治期灯台10基）

【募集期間】

平成30年11月19日

～平成31年2月28日



美浜まちラボ（野間埼灯台）

- 美浜町の魅力向上と地域振興を目的に活動している団体
- 灯台の一般公開を目指す「野間灯台登れる化プロジェクト」を推進



▲野間灯台ライトアップ (H30.7.14～H30.9.9)

**美しい部埼灯台を守る会（部埼灯台）**

- 平成17年からボランティア活動の一環として、毎月1回灯台周辺の清掃等を実施

**犬吠埼プラントン会（犬吠埼灯台）**

- 灯台及びプランクトンの調査・研究、犬吠埼灯台の活用・保存、記念事業の実施等の活動を実施している団体
- 平成26年に海上保安庁長官表彰を受賞

【取組例】犬吠埼灯台乙女養成講座

- 灯台の歴史や魅力などを知りたい方、楽しみながら灯台の保存や活用を論じ、行動していく人材を増やしていくことを目的に開催
- 座学だけでなく灯台の機器や旧霧笛舎の見学も実施



▲第1回犬吠埼灯台乙女養成講座

ポスター



▲第2回犬吠埼灯台乙女養成講座

(H30.11.4)

灯台ワールドサミット**概要**

- 平成30年11月、歴史的な灯台を観光振興に活かす方策を議論することを目的として、三重県志摩市で初開催
- 10日のシンポジウムでは、発起人である志摩市、銚子市、御前崎市、出雲市の四市長により、歴史的灯台の観光資源としての活用を促進し、その灯台を次世代に引継ぐために連携する旨の覚書が結ばれたほか、灯台を活用した地域活性化について熱心な議論が行われた
- また、安乗埼灯台の夜間公開や海から大王埼灯台を見るツアーなどのイベントが併せて行われた

開催日・場所：平成30年11月10日(土)、11日(日)、三重県志摩市 阿児アリーナ、安乗埼及び大王埼灯台周辺
 主 催：(一財)自治総合センター、灯台ワールドサミット実行委員会
 後 援：海上保安庁、観光庁、三重県、(一社)志摩市観光協会、志摩市商工会、三重外湾漁業協同組合

**シンポジウム等の様子**覚書を結んだ四市長
(10日、シンポジウム)安乗埼灯台の夜間公開
(10日、交流会)海から大王埼灯台を見るツアー
(11日、オプショナルツアー)

いすもひのみさき

出雲日御崎灯台（島根県出雲市）

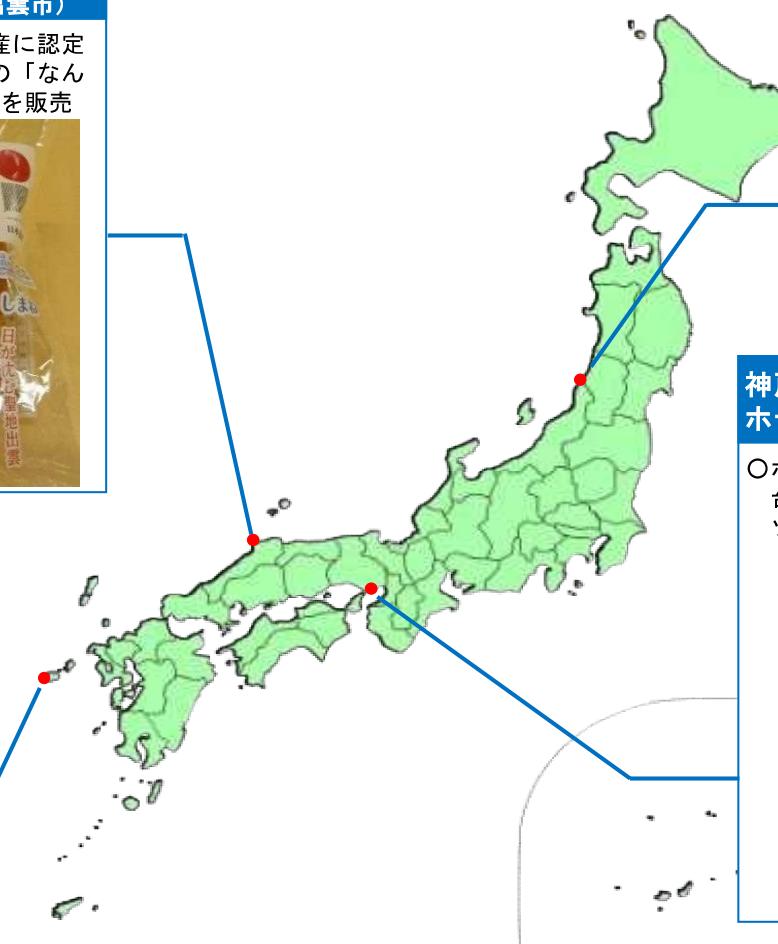
- 「日が沈む聖地出雲」が日本遺産に認定されたことに因んで、出雲市内の「なんばうぱん」が「夕日バラパン」を販売



おおせさき

大瀬崎灯台（長崎県五島市）

- 五島市内の「ごとカフェ」で、大瀬崎灯台をイメージした「大瀬崎灯台パフェ」を販売



ねづがせき

嵐ヶ関灯台（山形県鶴岡市）

- 鶴岡市内の「シーサイドカフェ チット・モッシュ」で「恋する灯台パフェ」を販売



神戸メリケンパークオリエンタルホテル灯台（兵庫県神戸市）

- ホテルの最上階に設置されている灯台をイメージしたオリジナルスイーツを期間限定で提供



※写真はインターネットより

アンケート調査について

調査概要

全国の参観灯台にて、灯台に訪れたきっかけ等についてアンケート調査を実施

【実施灯台】

参観灯台15箇所

入道崎、塩屋崎、犬吠崎、野島崎、観音崎、
初島、御前崎、安乗崎、大王崎、潮岬、
出雲日御崎、角島、都井岬、残波岬、平安名崎
※参観休止中の尻屋崎灯台を除く

【実施期間】

4月下旬～5月下旬

集計作業の都合上、アンケートは200名程度を
上限として、参観灯台の各支所や保安部に
無理のない範囲で対応を依頼

灯台に対するご意見をお聞かせください

海上保安庁では、多くの方々に灯台に訪れていただくことで海上安全思想の普及を図る取組を進めおり、今後の検討に活かすためアンケート調査を実施させていただいております。

おくつろぎのところ誠に恐縮ですが、以下のアンケート項目についてご意見を頂戴いたしましたく、ご協力をお願いいたします。

なお、このアンケートは、調査の目的以外には一切使用いたしません。

【アンケート】

Q 1. お住まいの地域をご選択ください。 ※都道府県名の記入は任意です。

県内 県外 (都道府県名:)

Q 2. あなたの性別、年齢を選んで下さい。 ※それぞれ該当項目1つに○を付けて下さい。

性別: 男性 女性

年齢: 10歳未満 10歳代 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代

60歳代 70歳代 80歳代以上

Q 3. どなたと来られましたか。 ※該当項目1つに○を付けて下さい

一人 家族 友人 恋人 ツアーリーダー その他 ()

Q 4. 今回灯台を訪れたきっかけを教えて下さい。 ※該当項目に○を付けて下さい(いくつでも)

来たかった・家族の希望 TV・ラジオ・雑誌・インターネット等の紹介
知人・友人の紹介 観光案内所・パンフレット等の紹介
ツアーパート、旅行業者の紹介 なんとなく(ドライブ、周辺の観光ついで等)
インスタグラム等、SNSでの紹介 その他()

Q 5. 灯台を訪れた感想と魅力を感じた点をお聞かせ下さい。 ※それぞれ該当項目1つに○を付けて下さい。

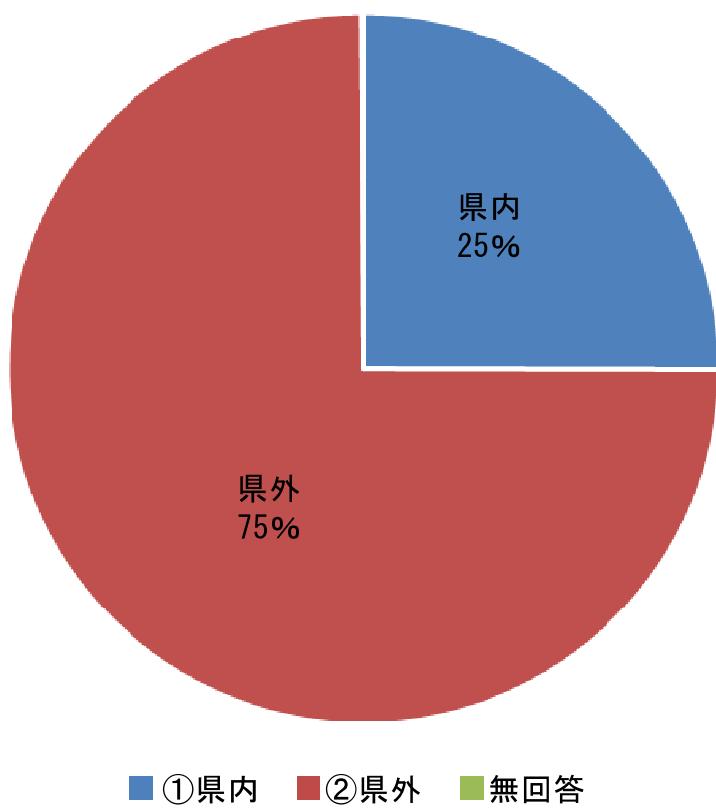
感想: 非常に満足 満足 まあまあ 不満 非常に不満
魅力と感じた点: 灯台の立地場所の風景 灯台からの眺望 灯台の歴史
灯台そのものや使用している機器(レンズ等) その他()

Q 6. この他ご意見があればお聞かせ下さい。

ご協力ありがとうございました。
お手数ですが、アンケート用紙はアンケート回答箱にお入れください。

アンケート結果について

【質問】お住まいの地域をご選択ください。



回答総数 : 1,988件

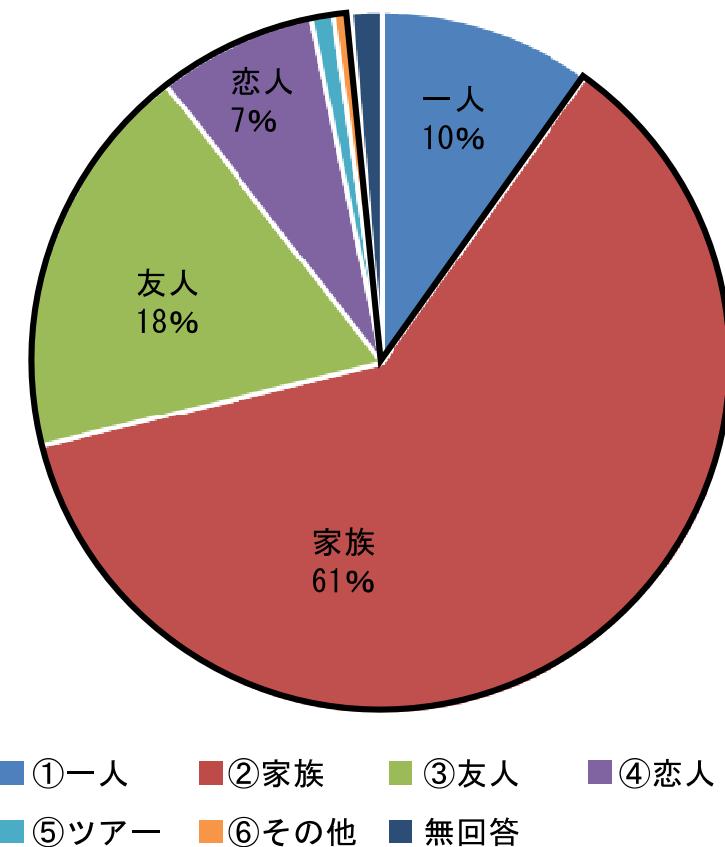
【選択肢・回答内訳】

- ①県内 : 498件
- ②県外 : 1,488件
- 無回答 : 2件

▶全体的に、県外から参観灯台に訪れている者が多い傾向にある

アンケート結果について

【質問】どなたと来られましたか。



回答総数 : 1,988件

【選択肢・回答内訳】

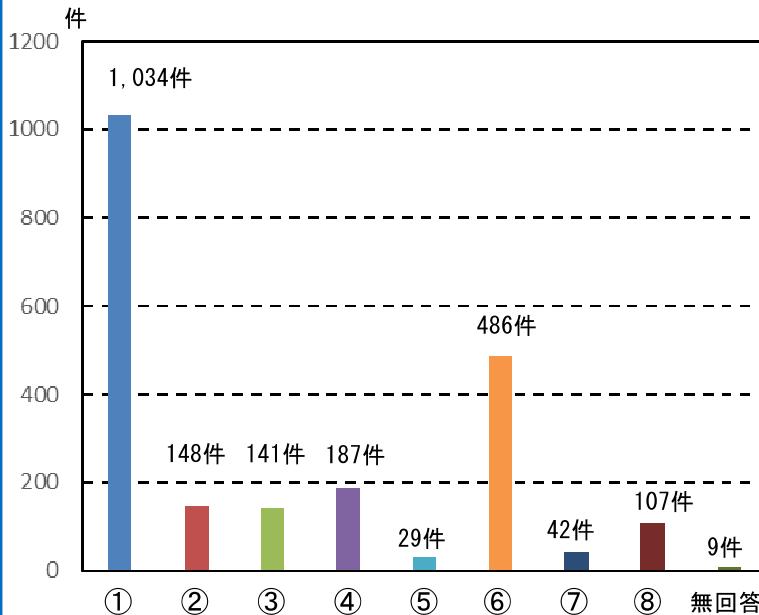
- ①一人 : 196件
- ②家族 : 1,219件
- ③友人 : 364件
- ④恋人 : 145件
- ⑤ツアー : 20件
- ⑥その他 : 16件
- 無回答 : 28件

※「⑥その他」の例
・会社、社員旅行

▶全体的に、家族や友人など、複数人で参観灯台に訪れている者が多い傾向にある

アンケート結果について

【質問】灯台を訪れたきっかけを教えて下さい。



【選択肢】※複数回答可

- ①来たかった・家族の希望
 - ②TV・ラジオ・雑誌・インターネット等の紹介
 - ③知人・友人の紹介
 - ④観光案内所・パンフレットでの紹介
 - ⑤ツアー参加・旅行業者の紹介
 - ⑥なんとなく（ドライブ、周辺の観光のついで等）
 - ⑦インスタグラム等、SNSでの紹介
 - ⑧その他
- 無回答

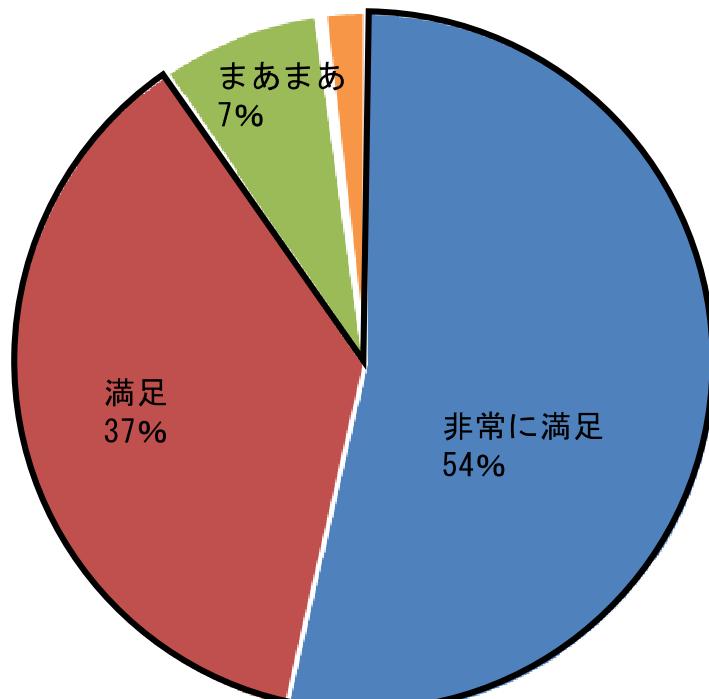
※「⑧その他」の例

- ・日本の灯台巡り、灯台スタンプラリー
- ・キャンプ、東北一周ドライブ
- ・ツーデーウォーク29キロコースだったから
- ・父が船乗りだった
- ・過去に来たことがあるから

- 全体的に本人や家族の希望で訪れたと回答した者が多く。次いで、ドライブや周辺観光のついでに訪れたと回答した者が多い
- ツアーや旅行会社の紹介で訪れたと回答した者は若干存在

アンケート結果について

【質問】灯台を訪れた感想をお聞かせ下さい。



回答総数 : 1,988件

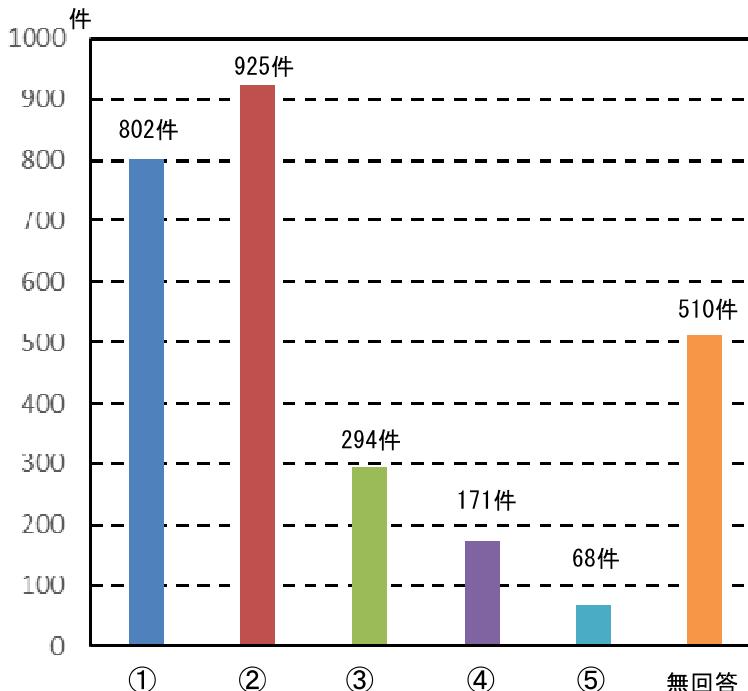
【選択肢・回答内訳】

- | 選択肢 | 回答数 |
|--------|--------|
| ①非常に満足 | 1,065件 |
| ②満足 | 734件 |
| ③まあまあ | 145件 |
| ④不満 | 4件 |
| ⑤非常に不満 | 4件 |
| 無回答 | 36件 |

- アンケートに回答していただいた者の多くは、好印象（「非常に満足」、「満足」）と回答

- | 選択肢 | 回答数 |
|--------|--------|
| ①非常に満足 | 1,065件 |
| ②満足 | 734件 |
| ③まあまあ | 145件 |
| ④不満 | 4件 |
| ⑤非常に不満 | 4件 |
| 無回答 | 36件 |

【質問】灯台の魅力と感じた点をお聞かせ下さい。



【選択肢】※複数回答可

- ① 灯台の立地場所の風景
 - ② 灯台からの眺望
 - ③ 灯台の歴史
 - ④ 灯台そのものや使用している機器（レンズ等）
 - ⑤ その他
- 無回答

※「⑤その他」の例

- ・海と海岸がきれい
- ・大型客船が見られた
- ・建物、灯台のつくりがすばらしい、形が四角形でめずらしい
- ・灯台のスリル
- ・登れる灯台は少ないので貴重な体験ができた
- ・階段が楽しかった
- ・馬 ※天然記念物「御崎馬」（都井岬の野生馬）

▶全般的な傾向として「①灯台の立地場所の風景」及び「②灯台からの眺望」を魅力要素と回答した者が多い

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概要

※文化財審議会文化財分科会企画調査会（第1回）
(平成30年7月13日) 資料より

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① 都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる 【第183条の2第1項】
- ② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進 【第183条の5、第184条の2】
- ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる
【第192条の2、第192条の3】

(2) 各々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる
【第53条の2第1項等】
- 【計画の認定を受けることによる効果】
 - ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
 - ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る
【第31条第2項等】

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2. により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする 【第190条第2項】
- ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができるようとする
【第191条第1項】

(4) 償則の見直し

- ① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等
【第195条第1項等】

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする
【地教行法第23条第1項】

成立 平成30年6月1日

公布

平成30年6月8日

施行期日

平成31年4月1日